東広島消防署東分署断熱修繕及び鉄部塗装修繕　仕様書

１　修繕名

東広島消防署東分署断熱修繕及び鉄部塗装修繕（以下「本修繕」という。）

２　履行場所

東広島消防署東分署（東広島市河内町入野２０７６番地１）

３　履行期間

契約締結日の翌日から平成２８年１月２９日（金）まで

４　修繕内容（概要）

⑴　断熱材修繕

庁舎２階天井部に断熱材を敷設する。

⑵　塗装修繕

鉄部の塗装劣化箇所等について、塗装を更新する。

５　修繕内容（詳細）

⑴　断熱材修繕

ア　範囲

断熱材修繕を行う箇所は、東広島消防署東分署庁舎２階の天井部とする。（図面参照）

イ　面積

１０４．６１㎡

ウ　使用材料

材料品名	製造メーカー	備考
マットエース２４	旭ファイバーグラス株式会社	参考型式

エ　その他

使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２５年度版　第１９章「内装工事」に定めるところによる。

⑵　塗装修繕

ア　範囲

塗装修繕を行う箇所は、東広島消防署東分署の車庫内鉄鋼部並びに東分署敷地内に設置されている車両出動表示灯、外灯及びホースリフターとする。（図面参照）

イ　面積（H鋼等を含む鉄部）

２１４．９５㎡（車庫鉄骨部：１８８．５６㎡、その他（扉等）：２６．３９㎡）

ウ　作業工程等

作業順	工程内容	規格等	備考
1	素地調整	３種Ｃケレン	

2	錆面タッチアップ	さび面浸透型プライマー	
3	下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂	
4	中塗	鋼構造物用耐候性中塗り	
5	上塗	弱溶剤形ポリウレタン樹脂　淡彩	

エ　使用材料

材料品名	工程内容	製造メーカー	備考
サビフィックス	錆止め	エスケー化研	参考型式
ＳＫマイルドボーセイ	下塗	エスケー化研	参考型式
クリーンマイルド中塗材ＳＴ	中塗	エスケー化研	参考型式
クリーンマイルドウレタンＳＴ	上塗	エスケー化研	参考型式

オ　その他

仕様材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成２５年度版　第７章「塗装改修工事」に定めるところによる。

⑶　仕様材料の注意事項

上記材料品名及び製造メーカーは参考型式とし、使用材料はこれと同等以上のものとすること。参考型式以外のものを使用する場合は、契約締結後、その品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

6　公衆災害防止措置

⑴　修繕に際し、修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

⑵　上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達)」に基づき実施すること。

7　事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に申し出た上で、平成２７年１０月３０日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。(質問書提出期限：平成２７年１０月３０日)

8　注意事項

⑴　本修繕の実施に際し、修繕の受注者は東広島消防署東分署の運営に影響が出ないよう配慮すること。

⑵　本修繕の実施期間中、東広島消防署東分署の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。

⑶　本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。

⑷　受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第１

１条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。

⑸　本修繕において必要となる電気、水道用水は東広島消防署東分署の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。

⑹　本修繕において、東広島消防署東分署に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。

⑺　本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。

⑻　本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。

⑼　本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。

⑽　修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。

⑾　本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。

⑿　本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。

⒀　本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。

⒁　発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成２１年１０月１日訓令第４７号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第５条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。

⒂　本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

９　問い合わせ先

⑴　発注担当課

東広島市消防局　東広島消防署

東広島市西条町助実１１７３番地１

電話　　０８２－４２２－６５６７

ＦＡＸ　０８２－４２２－８１１９

⑵　修繕対象施設

東広島市消防局　東広島消防署東分署
東広島市河内町入野２０７６番地１
電話　　０８２－４３７－０１１９
ＦＡＸ　０８２－４３７－０１１９

敷地内配置図

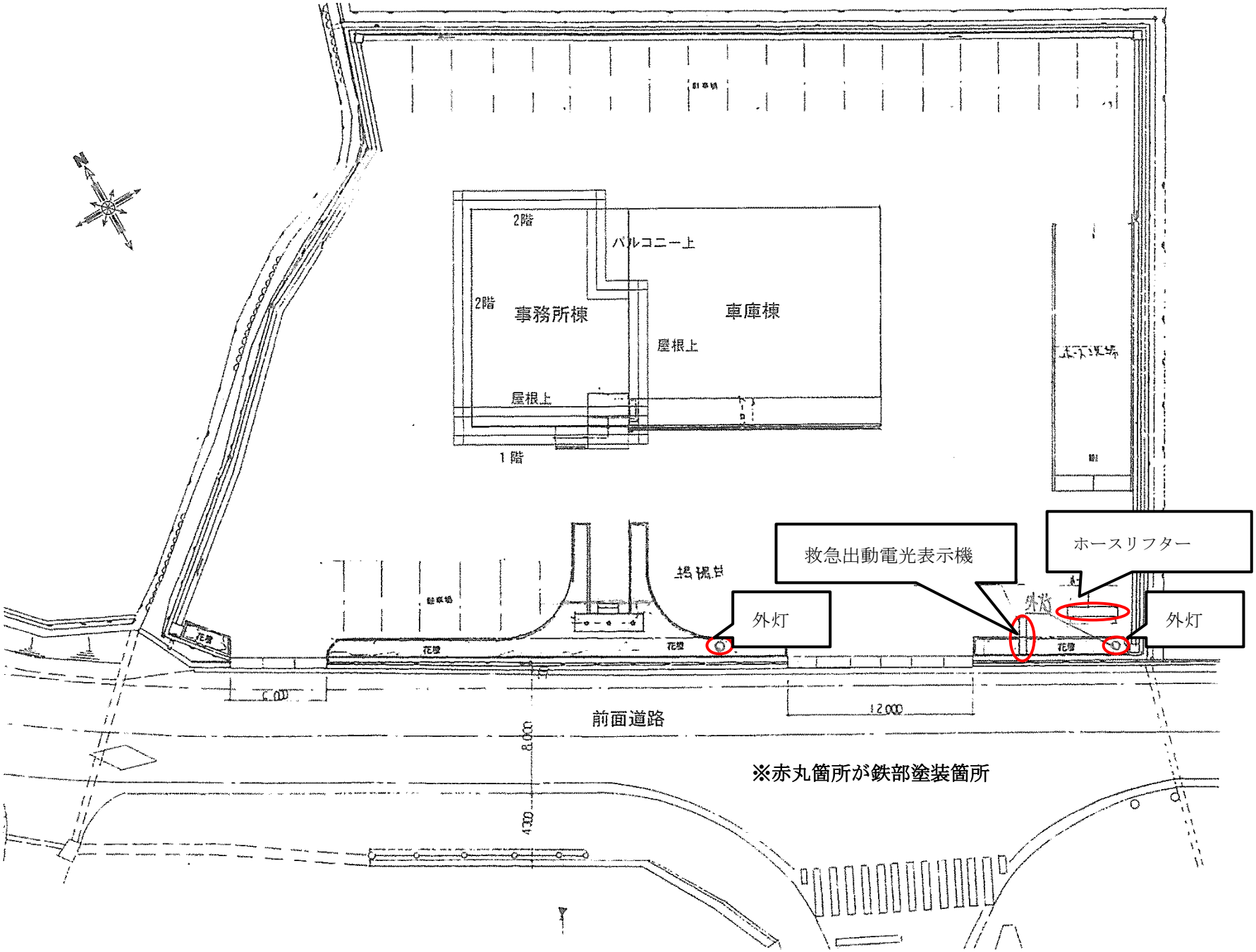

※赤丸箇所が鉄部塗装箇所

庁舎１階平面図

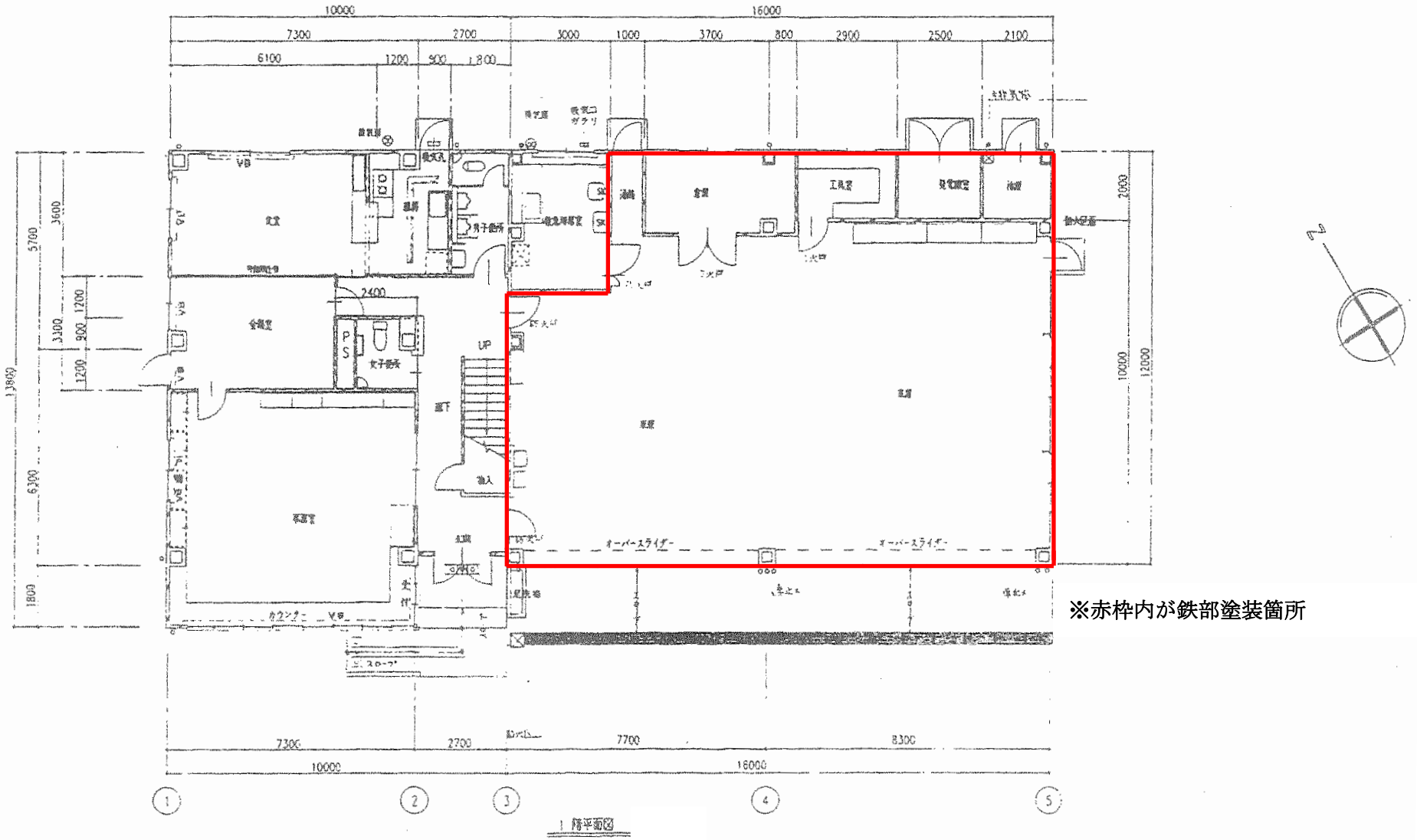

1階平面図

※赤枠内が鉄部塗装箇所

庁舎２階平面図

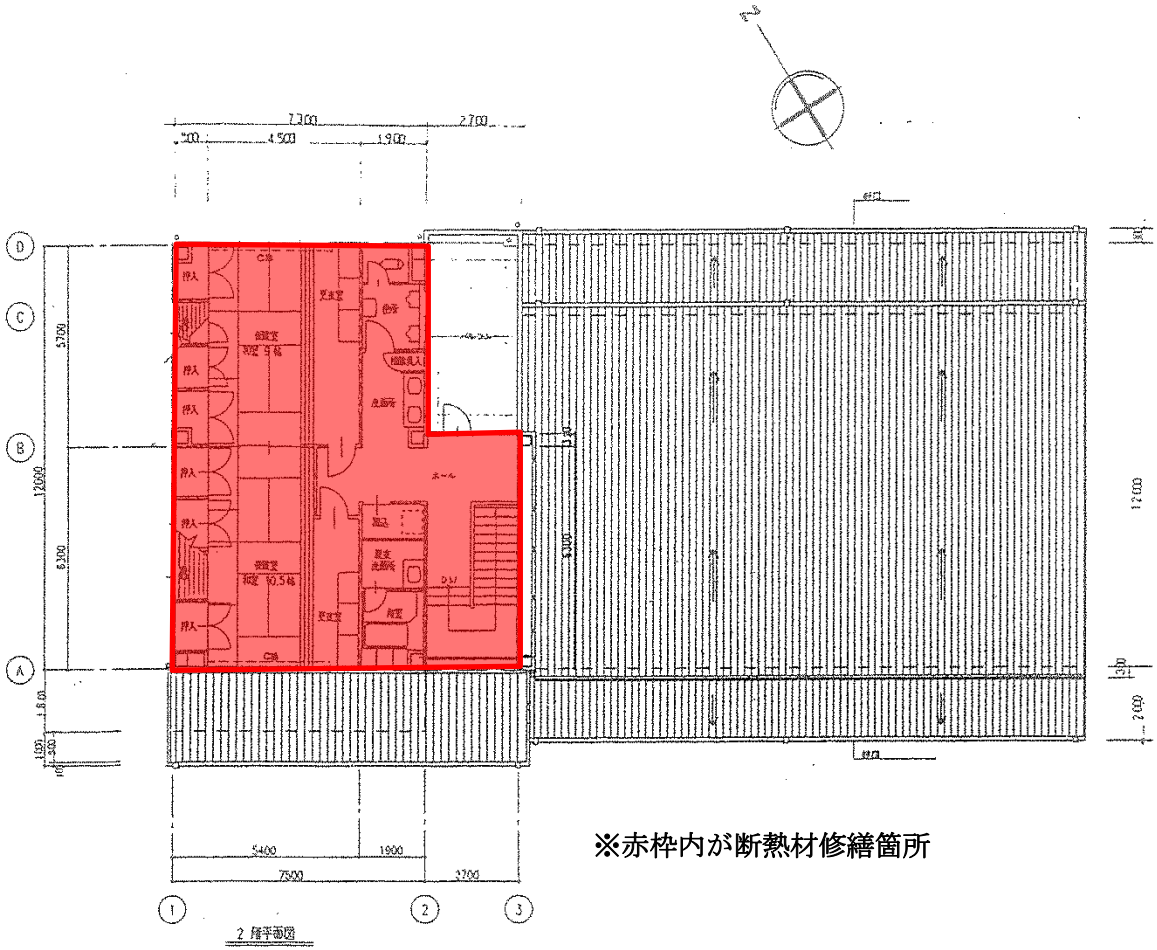

※赤枠内が断熱材修繕箇所

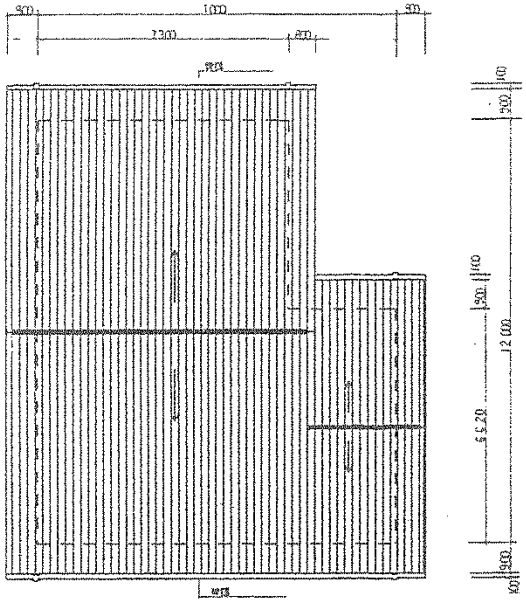

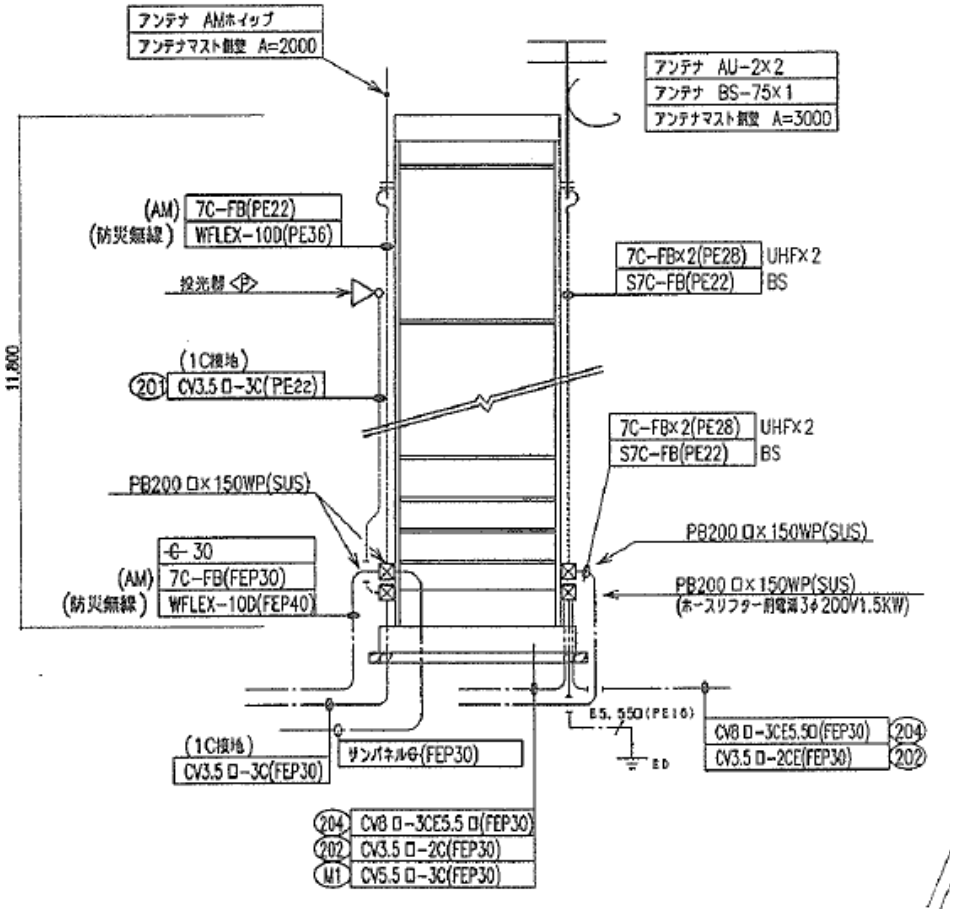

※ホースリフター寸法

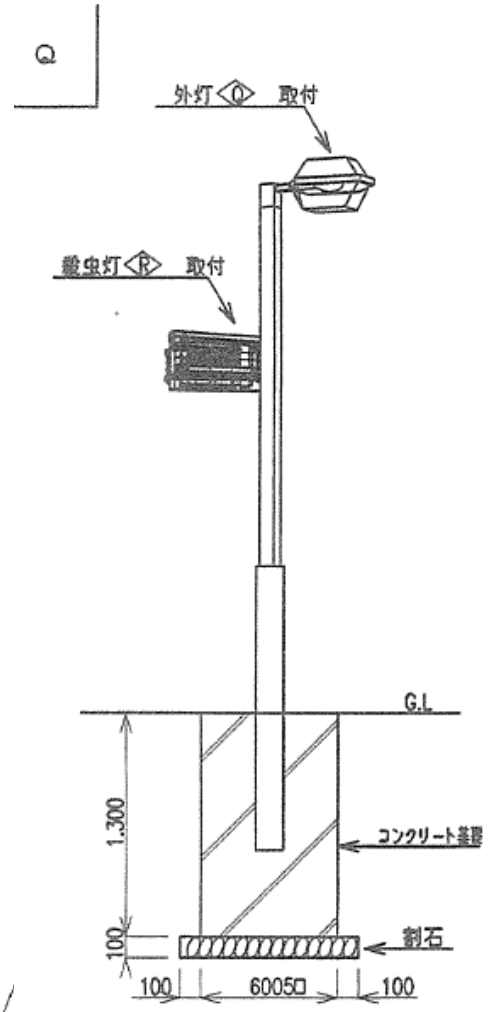

※外灯寸法